

別表第九（第八十七条の二関係）

損失補償申請書

年 月 日

申請者の住所

申請者の氏名（名称）
 （備考第三号による委任）
 の場合はその代表者

印

防衛大臣

殿

自衛隊法第一百五条第四項の規定に基づき、左記により損失の補償を申請します。

記

一	損失を被つた漁業の種類	区	域	期
二	漁船の操業の制限又は禁止を受けた区域及び期間	年	年	月
		月	日	から
三	漁船の操業の制限又は禁止による損失額	年	月	日まで
四	その他参考となる事項			

備考

- 一 漁業を営む者にあつては、損失補償申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - イ 従来適法に漁業を営んでいた区域を記載した図面
 - ロ 漁船の操業の制限又は禁止（以下「操業の制限等」という。）を受けた期間に係る平年漁業所得額（操業の制限等の期間における操業の制限等の直前の三年以上の間の漁業総収入金額又は総益金からそれぞれその間の必要経費又は総損金を控除した額の平均額に相当する額をいう。）及びその算出の根拠を記載した書類
 - ハ 漁船の操業の制限等を受けた期間における漁業所得額及びその算出の根拠を記載した書類
 - ニ 漁船の操業の制限等による損失額の算出の根拠を記載した書類
 - 二 漁業従事者にあつては、損失補償申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - イ 漁船の操業の制限等を受けた期間における通常受けるべき賃金の額（操業の制限等を受けた期間に係る操業の制限等の直前の三年以上の間の賃金の平均額をいう。）及びその算出の根拠を記載した書類
 - ロ 漁船の操業の制限等を受けた期間における賃金額及びその算出の根拠を記載した書類
 - ハ 漁船の操業の制限等による損失額の算出の根拠を記載した書類
- 三 損失補償申請書には、委任により二人以上の申請者の損失の補償の申請につき一括して記載することができる。この場合においては、申請者の委任状を添付しなければならない。
- 四 前号の場合においては、操業の制限等による損失補償申請額並びに備考第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号に掲げる書類の記載事項は、申請者各人別に記載しなければならない。